

東広島市教育委員会定例会（平成31年4月）議事録

1 日 時 平成31年4月25日（木）午後4時0分～午後5時10分

2 出席者

（1）教育長 津森教育長

（2）委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、織田委員、長嶋委員、京極委員

（3）事務局 【学校教育部】

大垣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、本越学校教育部次長兼東広島北部学校給食センター所長、池田学校教育部次長兼学事課長、田中教育調整監、小川指導課長、小島青少年育成課長、垣田東広島学校給食センター所長、柴田西条学校給食センター所長、吉井安芸津学校給食センター所長、田坂教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

國廣生涯学習部長、鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、岡田生涯学習部次長兼文化課長、諏訪黒瀬生涯学習センター長、佐々木福富生涯学習支援センター長、松浦豊栄生涯学習センター長、本越河内生涯学習支援センター長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

（4）書記 奥田主査

3 場 所 北館 会議室201

4 議 題

（1）報告事項

報告第19号 平成31年度東広島市立幼稚園及び小・中学校の運営状況について

報告第20号 平成30年度東広島市内小中学校卒業者の進路状況について

報告第21号 平成31年度東広島市立幼稚園・小中学校研究公開校について

報告第22号 東広島市成人を祝う会の開催について

報告第23号 平成31年度子供の読書活動優秀実践図書館に対する文部科学大臣表彰について

報告第24号 平成30年度東広島市スポーツ推進審議会の開催報告について

報告第25号 メキシコ選手団（レスリング、ゴルフ、卓球）の交流合宿の受け入れについて

報告第26号 第31回東広島市民スポーツ大会の開催について

報告第27号 新東広島市立美術館の指定管理者の公募について

（2）議案事項

議案第10号 元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会規則の様式の特例に関する規則の制定について

議案第11号 元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会訓令の様式の特例に関する

する訓令の制定について

議案第12号 元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する告示の制定について

議案第13号 東広島市立学校職員服務規程の一部改正について

議案第14号 平成32年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針について

議案第15号 東広島市重要文化財の指定について

(3) その他

ア 東広島市立美術館所蔵作品展の開催について

イ 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後4時0分

○ 津森教育長：それでは、定刻になりましたので、平成31年4月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、坂越委員と織田委員でございます。よろしくお願いたします。

本日の会議の進行でございますが、全て公開で行いたいと思います。

委員の皆さんのご意見はいかがでしょうか。

それでは、全て公開とすることに決定します。

本日の傍聴希望はございますか。

○ 直井学校教育部次長兼教育総務課長：ございません。

○ 津森教育長：わかりました。

報告第19号 平成31年度東広島市立幼稚園及び小・中学校の運営状況について

○ 津森教育長：報告第19号平成31年度東広島市立幼稚園及び小・中学校の運営状況について説明をお願いします。

○ 池田学校教育部次長兼学事課長：報告第19号平成31年度東広島市立幼稚園及び小・中学校の運営状況について説明いたします。

1 ページをご覧ください。

東広島市立学校設置条例に基づいて、今年度、平成31年度は幼稚園2園、小学校は35校、そして中学校は15校開校しております。

資料には、4月8日現在の各学校の児童・生徒数と学級数、そして4月10日現在の各園の幼児数及び学級数について示しております。

なお、昨年度、一昨年度も報告したんですけども、縦1の小学校の一番下、35番目のもみじ小学校についてですけども、昨年度、第6学年に児童が2名まで在籍しておりましたが、その2名が卒業いたしましたので、4月以降は在籍児童がゼロ人となっております、現在は休校中です。

報告は以上でございます。

○ 津森教育長：学校規模、学級数等、一覧表を見ていただきました。

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
よろしいですか。

報告第20号 平成30年度東広島市内小中学校卒業者の進路状況について

- 津森教育長：報告第20号東広島市内小中学校卒業者の進路状況について説明をお願いします。
- 小川指導課長：それでは、報告第20号平成30年度東広島市内小中学校卒業者の進路状況についてご報告します。

資料の2ページをご覧ください。

初めに、小学校卒業者の進路状況でございます。

平成30年度の小学校卒業者は1,846人でございます。進学先の状況につきましては、公立中学校へは1,644人で、割合は89.0%、国立中学校へは11人で、割合は0.6%、私立中学校へは175人で、割合は9.5%、県外等へは16人で、割合は0.9%となっております。公立、国立、私立、それぞれの進学状況につきましては近年同様の傾向であり、詳細につきましては表に示してあるとおりでございます。

資料の3ページをご覧ください。

次に、中学校卒業者の平成31年4月1日現在の進路状況でございます。

縦1、中学校卒業者の進路状況の概要をご覧ください。

平成30年度の中学校卒業者は1,594人でした。そのうち上級学校への進学が1,581人で、割合は99.2%でございます。進路未決定者の生徒は13人で、割合は0.8%となっております。就職した生徒はございません。

なお、進路未決定となった13人のうち、10名が不登校の状況にありました。また、13人のうち、進学を希望したが不合格であった者が2名、受験しなかった者が11名ございました。この13名の進路未決定者につきましては、引き続き各中学校と連携しながら進路指導を行ってまいります。

次に、縦2、上級学校進学状況、(1)進学率の推移をご覧ください。

昨年度の進学率99.5%と比べると、本年度は0.3ポイント減少し、99.2%となっております。

次に、(2)国立、公立、私立別進学状況の推移についてでございます。

昨年度と比べて公立での進学が1.7ポイント増加、国立は0.2ポイント減、私立では1.5ポイント減少しております。

次に、(3)国立、公立、私立の課程別進学状況についてでございます。

昨年度新設されました広島市立広島みらい創生高等学校においては、19名の生徒が進学を決めており、昨年度と比べると0.5ポイント増加しております。

続きまして、4ページをご覧ください。

縦3、上級学校全日制課程への進学状況についてでございます。

卒業生の92.3%が全日制課程の上級学校へ進学しております。また、市内進学率、市外進学率につきましては、市内進学率が市外進学率を4.4%上回っております。

す。

なお、昨年度から1学年の定員が40人となりました賀茂北高等学校への市内からの進学者数は33名でございます。本年4月現在の在籍者数は90名と聞いております。賀茂北高等学校は、引き続き学校活性化地域協議会において協議を行い、学校活性化を図っているところでございます。

また、豊田高等学校につきましては、平成26年度から学校活性化地域協議会を立ち上げて取り組んできました。本年4月現在の在籍者数は82名で、県の基準である80名を超えていると聞いております。

その他の市内上級学校全日制課程への進学状況及び市外上級学校全日制課程への進学状況については(1)、(2)のとおりでございます。

報告は以上でございます。

- 津森教育長：進学状況につきましてご質問がありましたらお願いいたします。
ございませんか。
では、次へ参ります。

報告第21号 平成31年度東広島市立幼稚園・小中学校研究公開校について

- 津森教育長：報告第21号平成31年度東広島市立幼稚園・小中学校研究公開校について説明をお願いします。

- 小川指導課長：報告第21号平成31年度研究公開校についてご報告申し上げます。
資料の5ページをご覧ください。

平成31年度に研究公開をする東広島市の教育推進指定校は、小学校5校、中学校2校の7校でございます。また、河内小学校、入野小学校、河内中学校は、文部科学省の「道徳教育改善・充実」総合対策事業の指定を受け、研究公開をいたします。

委員の皆様には、これらの教育推進指定校等の研究会につきましてご案内を出させていただきますので、ご都合がよろしい学校につきましてはぜひご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

- 津森教育長：報告についてはいかがでしょうか。
今回、順番を少し修正いたしまして、今まで小学校は7年に1回となっておりますが、8年に1回という形で、順番の修正をさせていただいております。
よろしいでしょうか。

報告第22号 東広島市成人を祝う会の開催について

- 津森教育長：続いて、報告第22号東広島市成人を祝う会の開催について、説明をお願いします。
- 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長：それでは、報告第22号東広島市成人を祝う会の開催についてご説明いたします。

資料の6ページをお願いいたします。

1、趣旨でございますけれども、成人の前途を祝すとともに、成人としてみずから社会を構成する一員であるという自覚を促し、社会人として成長していく会を設けることを目的として東広島市成人を祝う会を開催しておりますけれども、引き続き開催しようとするものでございます。

2は、これまでの成人式、今後3年間を含めますけれども、開催日時は成人の日、1月の第1月曜日11時からで、対象者は東広島市に住民登録がある当該年度中に20歳に達する者でございます。開催場所ですが、東広島運動公園体育館で開催しようとするものでございます。

3、今後の成人式の取り扱いについてでございます。

平成34年、2022年4月に民法が改正されまして、成人年齢が18歳になるんですけども、これまでどおり対象年齢を20歳として1月に成人を祝う会を開催したいと考えているところでございます。ただし、国民の祝日に関する法律の改正の可能性があるので、成人の日が変わりましたら、開催時期については改めて検討したいと考えております。また、成人を祝う会の会名称そのものについても改めて検討していきたいと考えているところです。

そして、20歳へと引き続き対象年齢とする理由につきましては、主な理由のところに記載しておりますとおり、18歳の開催では、多くの対象者が大学受験や就職活動の時期と重なることから、現実的には出席いただくことは難しいのではなかろうかということで、引き続き20歳を対象年齢にしていきたいと思っております。

4のほうに、各年度の開催日時等の一覧を示しております。平成31年度から33年度まではこれまでどおり1月の成人の日、20歳を対象としております。民法改正となる平成34年度についても、翌年の1月の成人の日等で20歳を対象者として開催したいと考えて、それ以降も同様に考えていこうとするものです。

5の民法改正に伴う平成34年、2020年以降の開催方針の決定のスケジュールでございますけれども、本年度5月から庁舎内の関係者の意見聴取を行うとともに、6月に今年度の実行委員会にも、新成人となられる方から意見を聞くとともに、他市町の動向を調査した上、市長協議を踏まえ、7月に再度教育委員会でご審議いただき、方針を決定しようとするものです。その後は、議会報告、記者発表、方針の公表を行う予定です。今回は、平成34年度以降の成人を祝う会の取り扱いについて趣旨を説明させていただくものです。

報告は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 津森教育長：これまでどおり行うということでありまして、正式には7月の教育委員会議会で審議いただき、内部協議しながら方針を決定していく方向で進めたいという報告でありましたが、ご意見があればよろしく申し上げます。

成人を祝う会という名称はどうなるのですか。

- 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長：もし法律、祝日の名前が変わったとしたら、ふさわしいかどうか改めて考えさせていただくということと、20歳という開催となる

と、成人の日、成人は18歳になりますので、その20歳と成人っていうのがイコールになるかどうかという疑念が湧いてまいりますので、そこは名称も含めて検討してまいりたいと考えております。

○ 津森教育長：よろしいですか。

報告第23号 平成31年度子供の読書活動優秀実践図書館に対する文部科学大臣表彰について

○ 津森教育長：では、報告第23号平成31年度子供の読書活動優秀実践図書館に対する文部科学大臣表彰について、説明をお願いします。

○ 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長：それでは、報告第23号平成31年度子供の読書活動優秀実践図書館に対する文部科学大臣表彰についてご報告いたします。

7ページをお願いいたします。

表彰制度の概要でございます。

資料の一番上にありますとおり、平成14年度から文部科学省が子供の読書活動の推進に資するため、優れた取り組み等を行っている学校、図書館、個人、団体を表彰しているものでございます。関係者の取り組みの意欲をさらに高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子供の読書活動について関心と理解を求めることとしております。

2番目、本年度の市内の表彰者でございますけれども、東広島市立河内こども図書館が受賞されております。実績としましては、平成8年に設立されましたふれあい交流館図書室の時代から継続されて子供の読書活動の推進に取り組んでこられ、お話し会などのイベントに加えまして、子供の興味、関心に応じてみずから本を探ることができるよう館内の図書配置など工夫しており、町外からも親子連れが来館されている。また、ひろしま子どもの読書活動団体等ネットワーク協議会との共催で講演会やボランティア研修会などを広く実施され、県内の子供の読書活動推進団体との連携も深めておられた実績が認められたものでございます。

3、表彰式でございますが、子ども読書の日記念子どもの読書活動推進フォーラムにおいて執り行われました。主催は、文部科学省、国立青少年教育振興機構で、日時は今週火曜日の4月23日13時から、場所は国立オリンピック記念青少年総合センターでございます。表彰式には、公共図書館の指定管理者であります株式会社図書流通センターの職員が表彰式に出席されておられます。

4、参考として今年度の表彰内容及び市内の表彰歴を記載しております。

報告第23号の説明は以上でございます。

○ 津森教育長：このことにつきましてご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、次に参ります。

報告第24号 平成30年度東広島市スポーツ推進審議会の開催報告について

報告第25号 メキシコ選手団（レスリング、ゴルフ、卓球）の交流合宿の受け入れについて

報告第26号 第31回東広島市民スポーツ大会の開催について

- 津森教育長：報告第24号平成30年度東広島市スポーツ推進審議会の開催報告について、報告第25号メキシコ選手団（レスリング、ゴルフ、卓球）の交流合宿の受け入れについて、報告第26号第31回東広島市民スポーツ大会の開催について、一括して説明をお願いします。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：それでは、まず、報告第24号平成30年度東広島市スポーツ推進審議会の開催についてご報告させていただきます。

資料の8ページをお願いいたします。

この審議会は、スポーツ基本法第31条に基づきまして、本市のスポーツ推進審議会設置条例により置かれているものでございます。スポーツの推進計画や施設の整備、スポーツ団体の育成等、調査、審議する組織でありまして、現在10名で構成をしております。審議会の会長に渡部広島大学名誉教授、副会長に坂本体育協会会長を選出いたしまして、先月の3月22日に審議会を開催いたしました。

審議会での主なご意見につきましては、資料のとおりでございます。

事務局といたしましては、今後とも関係部局と連携を図りながら、市民の皆様が心身ともに健康で生きがいを実感し、豊かな人生を送るため、スポーツを通じて生まれる地域のつながりを生かしたまちづくりを目指して各種施策を推進してまいります。

スポーツ推進審議会の開催報告については以上でございます。

続いて、報告第25号メキシコ選手団の交流合宿の受け入れでございます。

資料の9ページをお願いします。

東京オリンピックに向けたメキシコ選手団の交流合宿を、今年度はゴルフ、卓球、レスリングの3競技を受け入れます。

受け入れ人数などにつきましては、調整する部分もございますが、ゴルフにつきましては10人以内の選手団を7月14日から26日までの13日間に受け入れます。練習会場は、広島カントリー倶楽部西条コースなどとなっております。

卓球につきましては19人以内の選手団を8月23日から9月10日までの19日間にわたり受け入れをいたしまして、練習会場は運動公園体育館のメインアリーナなどとなっております。

なお、レスリングにつきましては、22人以内の選手団の受け入れを予定しておりますが、その他の事項については今後調整を行うこととなっております。

合宿期間中には、歓迎レセプションを始め、公開練習や市民との各種交流事業を開催することとしております。

メキシコ選手団の交流合宿の受け入れについての報告は以上でございます。

続いて、報告第26号第31回東広島市民スポーツ大会の開催について報告させていただきます。

資料の10ページから13ページでございます。

この市民スポーツ大会は、各競技団体、小学校区代表者などで構成する東広島市民スポーツ大会実行委員会が主催となりまして総合開会式及び陸上の部を6月2日日曜日9時30分から開催をいたします。会場につきましては、例年アクアパークの陸上競技場で開催していましたが、現在、陸上競技場がゴールデンウィーク明けから改修工事に入ります関係で、今大会は体育館のメインアリーナで団体競技の4種目のみを実施いたします。

また、球技の部につきましては、例年8月の第3もしくは第4日曜日に開催をしていましたが、以前から熱中症が懸念されていたため、9月の第4日曜日に開催する運びとなりました。今年度は9月22日に開催をいたします。会場につきましては、アクアパーク体育館を初め、各会場に分かれて実施をいたします。

全34の小学校区での対抗戦を基本としつつ、昨年度から小規模校に該当する小学校区にふるさと枠の出場を認めることとしております。種目及び参加資格等につきましては、お手元の資料11ページに記載をしております。

教育委員の皆様におかれましては大変ご多忙のこととは存じますが、別途ご案内をさせていただきますので、総合開会式へのご出席をいただきますようよろしくお願いをいたします。

第31回東広島市民スポーツ大会の開催についての報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 津森教育長：何かご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 渡部教育長職務代理者：メキシコの選手団の受け入れですが、レスリングはまだ決まっていないうことですね。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：レスリングは、当初5月2日から16日までの予定でしたが、メキシコの事情によりまして一旦延期という形になっております。年度内に合宿ができるかどうかというのは、再度調整を図ってまいります。
- 津森教育長：来られるんですか。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：それも含めて、一旦メキシコ側の事情があって、5月は日本に来られないということなので、いつの時期に来られるかということ、また市として受け入れる時も、練習会場でありますとか宿泊、あるいはレスリングですので、今予定しているのは山口県の徳山大学男子レスリング部と岡山の環太平洋大学女子レスリング部とか、そういうところへ練習パートナーをお願いする必要があり、総合的に調整を図って、メキシコ側との合意に達すれば、年度内に受け入れしたいと考えております。
- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございました。
- 津森教育長：そのほかいかがですか。
ございませんか。

報告第27号 新東広島市立美術館の指定管理者の公募について

- 津森教育長：それでは、次の報告第27号新東広島市立美術館の指定管理者の公募についての説明をお願いします。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：では、14ページをお願いいたします。
報告第27号新東広島市立美術館の指定管理者の公募について報告いたします。
項番1の概要です。
建設中の新東広島市立美術館の管理運営の一部を指定管理者に行わせるため、指定管理者の公募を行うものです。
項番2、指定管理者の公募についてです。
公募の理由は、学芸普及部門以外の維持管理に民間ノウハウを活用し、市民サービスの向上と管理コストの削減を図るものです。
項番3の公募日程です。
(1)の公募要項及び仕様書の配布及び公開については、4月17日に開始をしております。(6)、(7)の審査を7月中下旬に行いまして、(10)で最も優れた提案をした業者と仮協定書を8月下旬までに締結いたします。(11)の指定管理者の指定を9月議会に提案します。指定管理者が正式に決まりましたら、平成32年秋、来年秋の開館に向け、内覧会や広報など、開館に向けての機運醸成を図ってまいります。なお、この第1期の指定管理は平成36年3月末までとなります。
以上でございます。
- 津森教育長：何かご意見、ご質問があればお願いいたします。
ございませんか。
以上で報告事項を終わりました。
議案へ参ります。

議案第10号 元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会規則の様式の特例に関する規則の制定について

議案第11号 元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会訓令の様式の特例に関する訓令の制定について

議案第12号 元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する告示の制定について

- 津森教育長：それでは、議案の審議に移ります。
議案第10号元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会規則の様式の特例に関する規則の制定について、議案第11号元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会訓令の様式の特例に関する訓令の制定について及び議案第12号元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する告示の制定について、以上3件についてを一括して議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：それでは、議案第10号から議案第12号までの3

件について一括してご説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

議案第10号、1、提案理由でございますけれども、元号を改める政令の施行に伴い、東広島市教育委員会規則の様式中に記載されている年月日または年度の表示に関して、平成の元号またはその略号を用いているものについて、政令の施行日、すなわち平成31年5月1日以後の年月日または新元号を用いて年度を表示する場合には、新元号に置きかえをする様式の特例を制定するものでございます。

また、4ページの議案第11号東広島市教育委員会の訓令、また7ページ、議案第12号東広島市教育委員会告示においても、同様の理由により様式の特例を制定するものでございます。この様式の特例を制定することで、東広島市教育委員会の規則、訓令、告示のそれぞれの様式中において、平成の元号またはその略号を用いているものについては、平成31年5月1日以後の年月日または新元号を用いて年度を表示する場合には、様式中に平成等の記載があっても、令和等に置きかえをするというものでございます。

なお、あわせて東広島市教育委員会規則等で定める様式における元号の取り扱いに関する規則、これは元号に昭和を使用しているものについては、平成と読みかえて適用するという規則になりますけれども、この規則についてはこのたび廃止をするというものでございます。

議案第10号、議案第11号、議案第12号の説明については以上でございます。

○ 津森教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第10号から第12号について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○ 坂越委員：予算は何年度になるんですか。

○ 大垣学校教育部長：今検討をしているところですけれども、恐らく、令和元年度の予算になるだろうと思われま。

○ 津森教育長：何かご質問ございますか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

では、提案のとおり決定いたします。

議案第13号 東広島市立学校職員服務規程の一部改正について

○ 津森教育長：次に、議案第13号東広島市立学校職員服務規程の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

○ 池田学校教育部長兼学事課長：それでは、10ページをお願いいたします。

議案第13号東広島市立学校職員服務規程の一部改正についてご説明申し上げます。

1の提案理由ですけれども、元号を改める政令が施行されることに伴い、必要な様式の変更を行うものです。

縦2の改正案についてですけれども、服務規程の最後に別記様式ということで、氏

名変更届、出勤簿、各種休暇簿、職専念の承認願という様式があるわけですが、そこに取得したい年月日に平成で何年何月何日と記入するような欄があります。その旨につきましては、平成のところを令和に改めます。

また、子育て支援部分、休暇用の休暇簿の様式に子供の生年月日を書く欄があります。そこでは、今まで平成何年何月何日と記入していただくようになっていたんですけども、これから令和に生まれてくる子供たちもいますので、平成と令和を選択できるように、平と令を丸していただくというふうなものに改正するものでございます。

施行期日は、5月1日からとしております。

加えて、資料にはないんですけども、これは市長部局の扱い等にはなるんですけども、東広島私立幼稚園の就園奨励費補助金交付要綱というのがございます。それについても平成の部分は取って、令和と書いていただいて記入するようになるというふうに改めます。

また、幼児の生年月日を書く欄につきましては、令和の令を加えて選択できるというふうな様式の変更をいたします。

以上でございます。

○ 津森教育長：ありがとうございました。

何かご質問ございますか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第14号 平成32年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針について

○ 津森教育長：議案第14号平成32年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

○ 小川指導課長：議案第14号平成32年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針についてご説明いたします。

縦1の提案理由をご覧ください。

今年度は、平成32年度から使用する小学校の各教科、中学校の特別の教科道徳を除く各教科の採択年度となっております。そこで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6項にのっとり、採択権者としての権限と責任において、本市の児童・生徒にとって最も適切な教科用図書の採択を行うため、平成32年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針を定めるものでございます。

次の平成32年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針をご覧ください。

縦1では、採択の基本として、本市の教科用教科書採択に当たっての方針等を示しております。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、広島県教育委員会の指導、助言のもと、東広島市の児童・生徒にとって最も適切な教科用図書を採択することとしています。

縦2では、適切かつ公正な採択の確保として、採択権者の権限と責任において公正かつ適切な採択を行うことを示しております。

縦3では、開かれた採択の推進として、教科書無償措置法及び施行令に示されています教科用図書の採択に係る公表について示しております。採択が完了する8月31日以降に準備が整い次第、これらの内容を公表してまいります。

縦4につきましては、採択の手續等について示しております。

(2)では、特別支援学級で使用します学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、いわゆる一般図書についての採択の手續を示しております。

そして、裏面の(3)でございますが、採択の時期につきましては、教科書無償措置法の施行令第14条により、8月31日までに行うものとしております。

議案第14号の説明については以上でございます。

- 津森教育長：ご意見、ご質問があればお願いいたします。
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。
- 小川指導課長：今後につきましては、小学校の教科書、中学校の特別の教科道徳を除く教科書の一般図書の採択でたくさんございますので、8月5日の月曜日13時から16時、少し長い時間になりますが、この日で採択を行えるよう採択事務を進めてまいりたいと考えております。
- 津森教育長：日程についてでございますが、委員の方のご都合もあるでしょうから、後程調整をさせていただきます。
では、次に参ります。

議案第15号 東広島市重要文化財の指定について

- 津森教育長：議案第15号東広島市重要文化財の指定についてを議題といたします。議案の説明をお願いします。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：資料については、本日差しかえをさせていただいております。

議案第15号の表紙を見ていただきまして、四角い表が下にあると思います。その左下の一番下の段が、所有者のところ所有者等と入っていますのが今日差しかえました最新の資料でございますので、そちらのほうをご覧ください。

それでは、議案第15号東広島市重要文化財の指定について説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。

項番1、提案理由は、東広島市文化財保護審議会から指定が妥当との答申を受けました物件について、東広島市の重要文化財に指定するため、この議案を提出するものです。

指定する文化財は大きく2種類、合計7点となります。

項番2、指定する文化財をご覧ください。

まず、1種類目がこの表です。表の2段目、名称は三浦仙三郎酒造関係資料です。3段目、数は6点です。4段目の内容は、詳しくは後ほど説明しますので、名称のみ順に読み上げます。

①改醸法実践録（草稿）、②履歴書（草稿）、③第五回内国勸業博覧会出品清酒醸造方法解説書（明治35年10月草稿）、④第五回内国勸業博覧会出品清酒醸造方法解説書（明治35年12月草稿）、⑤第五回内国勸業博覧会出品清酒解説書（草稿）、⑥赤液温度計でございます。年代はいずれも明治時代です。

表の一番下の段、所有者等をご覧ください。

まず①の改醸法実践録草稿の所有者は、安芸津の酒造会社、株式会社今田酒造本店様です。残りの5点のうち、②と⑥は市教育委員会が所有し、③から⑤は市内の団体が管理しております。

市の指定文化財は、市に所在するものだけを指定できますことから、所在地も説明いたします。

表の3段、下から3段上の所在の場所をご覧ください。

①の改醸法実践録（草稿）は、所有者の安芸津の今田酒造様が保管しておられます。

②から⑥の5点は、住所を書いておりますが、これは全て安芸津歴史民俗資料館に設置しております。安芸津歴史民俗資料館は、昨年度教育委員会視察でもご覧いただきました安芸津支所西側の安芸津文化福祉センターの3階でございますあの部屋でございます。

1 ページ開いて、2 ページをご覧ください。

もう一種類の指定する文化財の表です。今度は発掘された埋蔵文化財です。

表の2段目、名称は、伝丁田南古墳群出土須恵器（台付環状瓶）です。

3段目、数は1点です。

4段目、内容は異形須恵器です。須恵器とは、いわゆる土器の総称の一つで、土器のうち朝鮮半島から伝わった高い技術で、高温で焼いたものです。一般的に杯とか椀など、生活に使う形のものが多いのですが、異形というのは一般的な形ではないもののことを言います。名称の後ろの括弧内の台付環状瓶とあります。これは、台がついていて、輪っか状で、へい、つまり中に液体が入る容器状の瓶であることを表現しています。

表の5段目、年代は古墳時代後期です。古墳時代後期とは、大体5世紀後半から7世紀ごろと言われております。この須恵器は、6世紀末から7世紀前半のものでと言われております。三ツ城古墳が5世紀前半ですから、その少し後の時代です。所有者、所在地はいずれも広島大学です。

項番3、指定する期日は、本日議決をいただければ、本日となります。

それでは、これらの文化財について、内容を説明させていただきます。

3 ページをご覧ください。

タイトル、東広島市指定調書①がございまして、1行目の名称のとおり、三浦仙三

郎酒造関係資料の調書です。

このページにつきましては、内容に専門的な点が多いので、要約して説明させていただきます。今から口頭で説明いたしますことは、中段左に（解説）と書いてある行から下に書かれていることを要約したものです。

東広島市は、吟醸酒発祥の地を標榜しております。吟醸酒とは、清酒製造技術の中で最も高度な技術を必要とする製造方法です。この吟醸酒づくりには、お米とそれを研ぐ技術、そしてお酒をつくる技術が必要です。今回の三浦氏が確立した技術は、お酒をつくる基礎技術、具体的にはミネラル分の少ない水による清酒醸造技術です。

酒づくりに水はとても重要です。水の性質をあらわすものに硬度があります。硬度という字は、硬式野球の硬、かたいという字に温度の度と書きます。水に含まれるミネラルの量により、ミネラルを多く含む水を硬水、少ない水を軟水といいます。一般的にお酒づくりの水は、ミネラルが適度に含まれると発酵が盛んに進み、醸造の失敗が少ないとされています。酒どころの有名な灘の水は硬水と言われている、酒づくりの失敗が少ない水です。そうした背景もあり、灘は江戸時代には酒どころとして栄えてきました。

一方、軟水はミネラル分が少なく、発酵が進みにくいため、軟水を使った酒づくりでは発酵するまで時間がかかります。酒づくりの発酵に時間がかかることのデメリットは、製造中に雑菌が繁殖しやすくなり、白濁したり、臭くなったりして商品とならなくなる事が多く起きるといことです。これを腐造、腐るとい字につくと書いて腐造といいます。腐造になってしまいます。三浦氏の三浦酒造でも、製造初期は腐造が起き、灘のようなよいお酒ができなかったそうです。そうした中、三浦氏は研究を重ねられ、当時としては画期的な温度などの数値化に基づく科学的な酒づくりの技術を確立されました。この技術により、ミネラルの少ない軟水でも、温度管理をしっかりすること、つまり低温で長時間発酵することにより、雑菌を繁殖させることなく、良質のお酒をつくるできるようになりました。そして、三浦氏は、この数値化による科学的な酒づくり技術を確立し、さらに、一般公開したことが日本の酒づくりの普及に大きく寄与したとして高く評価されています。結果的に、サタケ株式会社が製造したお米の周りを削り取る精米機の技術と、三浦氏の確立した軟水でもおいしいお酒ができる技術が吟醸酒の基礎技術となったことが、本市が吟醸酒発祥の地と標榜している根拠です。

そして、三浦氏の確立し公開した技術を書いた書物が①の改醸法実践録です。

以上がこの調書に書かれていることを要約した話になります。

それでは、2枚ほど飛ばしまして、カラーコピーのあります6ページをご覧ください。

6ページのカラーコピー、上段に画像を載せております。この上段にありますのが、改醸法実践録の草稿です。現在、改醸法実践録の本物は、東京の国立国会図書館にのみ存在が確認されています。残念なことに、本市に所在しない文化財は市の

指定を行うことはできません。そのため、改醸法実践録そのものは指定できませんが、今回指定を提案いたしましたのはその草稿で、原案の墨書、墨で書いた書物に朱筆を交えて加除、修正がされているものです。この草稿は、完成させた技術を三浦氏が同業者に伝えようとしたその変遷をうかがうことができ、資料的価値が高いものです。

同じく6ページの下が②履歴書（草稿）です。

履歴書（草稿）に書かれている営業経歴では、改醸法実践録完成までの経過や同業者への技術の公開、また杜氏への技術の普及などがわかる貴重な資料であることから、文化財指定を提案するものです。

次のページ、7ページの上の写真が③の第五回内国勸業博覧会関係資料のうち、明治35年10月の草稿です。下の写真が④で、明治35年12月の草稿です。いずれも内国勸業博覧会出品に関するものです。

内国勸業博覧会とは、明治時代に、国内産業発展のため、輸出品の育成を目的として政府主導で開催された博覧会です。このうち第五回博覧会はパリ条約に加盟したことから海外からの出品も可能な国際的博覧会となったものということです。この③、④の解説書は、清酒醸造技術での全国初受賞がわかる資料です。この資料には、この技術を使うことで、生産費や労力を削減しつつ生産量は増すと記されています。つまり、改醸法という技術が酒造業者にとって経営上の観点からも魅力的な技術であることを伝えている貴重な資料です。

1ページめくって、8ページをご覧ください。

こちらの上段にありますのが、⑤の清酒解説書（草稿）です。これも第五回内国勸業博覧会関係資料です。ここには一等賞を得た三浦氏製造の酒、花心と、あり明露という2つの銘柄の製造方法などが書かれています。三浦氏の確立した技術で製造され、高評価を得たお酒で、製造から販売までがわかる資料として貴重です。

下段の⑥の赤液温度計は、三浦氏が温度目盛りの横に醸造工程名とその適温を記載しているものです。8ページの下の一側左側の拡大写真では、三浦氏直筆のそういった記載も見ることができます。三浦氏の酒づくりが科学的に行われたことを示す現物として重要なものです。

一般論としまして、改醸法実践録を策定しました明治35年ごろ、日本においては温度という概念が余り主流ではなく、寒暖というファジーな感覚が一般的であったと言われます。いわゆる温かいとか寒いとかぬるいとかです。そうした中で、この温度計は三浦氏の研究が温度という科学的な数値によるものであることがわかる貴重な資料です。

以上のように、三浦仙三郎氏が確立した清酒醸造技術は、現在の吟醸酒醸造の基礎となっていることが知られており、清酒醸造史に果たした役割は極めて大きく、それを確認できるこれらの資料は、本市の重要文化財に指定して保護し、活用することが適切と考えられるものでございます。

続きまして、9ページ、東広島市指定調書②をご覧ください。

名称、伝丁田南古墳群出土須恵器（台付環状瓶）につきましての調書です。

本件は、東広島市福富町久芳の丁田南古墳群から出土したと伝わる古墳時代後期の異形須恵器（台付環状瓶）です。

1ページめくって、10ページをご覧ください。

台付環状瓶の実測図です。右下に縮尺10センチメートルの物差しを記載していますので、比べてみてください。

高さが約20センチ、輪の部分は外径が約17センチ、内径が約7センチの側面にはくし先で描いた波状の模様が入っております。つくり方は、細長い粘土の四角い板を丸めて管をつくったもの、例えばA4用紙をくるくる丸めて筒をつくったものを、その筒の先同士をくっつけるためにドーナツ状に環状に整形したものです。それがこの真ん中の環状部分になります。

11ページをご覧ください。

この特殊な形状の須恵器は、全国での出土例は少なく、発見例は図、下段の図の日本地図をご覧ください。

左側にありますように、主な発見地は広島県の安芸地域に集中しており、1番から6番までございます。その他は4カ所のみで、8番の丹後、現在の京都府、9番の近江、現在の滋賀県、10番の越中、現在の富山県、そして7番の遠江、現在の静岡県だけです。

広島で発掘されたものは、図では大半が黒丸印であらわしています。黒丸印は古墳から出土したものです。一方、それ以外の地方のものは三角印となっています。三角印は、窯跡から出土したものです。つまり、古墳などの埋葬品として実際に使われたことは、安芸地方だけで確認されています。他地域では、製作はされているものの、使用された形跡が確認できないということがわかります。

なお、資料にはございませんが、安芸地域では、横穴式石室墳からも鳥や亀を模倣した動物形瓶も出土することがあります。この環状瓶を含めまして、古墳から出土された異形の瓶は、被葬者がよみの国で使う器としてつくり、古墳に供えたものと推定され、この地域における古墳時代の習俗をうかがう上で貴重なものでございます。

それでは、1ページめくって、12ページをご覧ください。

発見時期の図です。広島で発掘されたものは、図の上部のもので、時期は6世紀末から7世紀前半の古墳時代となっております。一方、他地域のものは全て図の下段、8世紀代、つまり奈良時代のもとなっております。というように、安芸地方のものは非常に貴重なものということでございます。

次に、13ページをご覧ください。

今度は、今回の須恵器が出土したとされる丁田南古墳群の位置です。図では赤い丸印の位置に該当します。福富ダムの東側で、湖に流れ込む川沿いの丘陵斜面に位置しております。ここが丁田南古墳群になります。

14ページをご覧ください。

この古墳は、横穴式石室のある円墳が4基ある古墳です。福富町時代に古墳として確認されたものでございます。古墳の詳細は割愛させていただきます。

最後に15ページをご覧ください。

色です。写真のとおり灰色です。赤っぽく見られる方もおられると思いますが、真っ赤なものに比べましてかなり灰色っぽくなっております。この土器の分類としては灰色で、須恵器の特色です。

ちなみに、うわぐすりをかけない土器には、須恵器というものと土師器というものがあります。土師器というのは、土師ダムの土師、土に師匠の師に器と書きますけど、土師器とは野焼きの土器で、野焼きですから酸素をたっぷり取り込めます。そのため、土の鉄分が酸素で酸化して赤が強くなります。

一方、須恵器は、朝鮮半島から伝わった高い技術で高温で焼くため、窯の中で焼く土器です。窯は、入り口も封鎖し、空気を遮断するため、酸素が少なくなり、鉄分が酸化しづらくなります。そのため、土器が灰色になります。これらの須恵器は、備前焼の起源と言われております。

まとめますと、使用例としては、安芸地方の古墳からのみ発見されている当該形状の土器は、被葬者の埋葬に供えられたと推定されるなど、地域における古墳時代の習俗をうかがう貴重なものとして市の指定文化財として保存することが適切と考えられるものです。

16ページには以上の点につきまして、3月26日の文化財保護審議会で指定妥当との答申を得たことを申し添えておきます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

- 津森教育長：以上、2点につきまして、文化財の指定ということで、ご質問ございませんでしょうか。

ご質問なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

では、提案のとおり決定いたします。

議案終了しました。その他に移ります。

その他1 東広島市立美術館所蔵作品展の開催について

- 津森教育長：東広島市立美術館所蔵作品展の開催についての説明をお願いします。

- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：それでは、一番最後のページにカラーコピーがついております、ご覧ください。

東広島市立美術館所蔵作品展について説明いたします。

タイトルは、「美術のキーワード入門編：具象と抽象」です。

東広島市立美術館が所蔵しております広島県ゆかりの作家の作品を、具象と抽象という2つのキーワードから探る展覧会です。

会期は、ゴールデンウィーク初日の4月27日の土曜日から6月9日の日曜日まででございます。

チラシの裏面をご覧ください。

裏面の下のところに関連イベントを掲載しております。館長や学芸員によりまずギャラリートークを行います。ギャラリートークとは、来館者と展示室で作品を鑑賞しながら話をするイベントのことです。館長と学芸員が鑑賞に役立つ本展の見どころや作品の魅力についてご紹介いたします。

展覧会の初日の4月27日の土曜日には一般の方向け、5月12日の日曜日には子供向けの計2回を実施いたします。お時間がありましたらぜひお越しください。よろしく願いいたします。

以上です。

その他2 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長：それでは、教育委員会定例会の日程について説明をお願いします。
- 直井学校教育課次長兼教育総務課長：来月、5月の定例会につきましては、5月24日金曜日15時半からをお願いをしたいと思いますと考えております。
また、6月の定例会につきましては、原則どおり第4木曜日、6月27日をお願いをしたいと思いますと考えております。なお、この6月定例会につきましては、教育施設等の市内視察を行う予定としております。
また、日程案が決まりましたらご案内のほうをさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 津森教育長：5月は24日金曜日の午後3時30分からでよろしいですか。場所は、北館201会議室と決定させていただきます。
6月はいかがでしょう。視察もございそうですが、第4木曜日の27日でよろしいでしょうか。
また、先ほどの教科書の採択の日程ですが、8月5日は委員の方のご都合がつかないようなので、7月の定例会25日にとということよろしいですか。
それでは、よろしくお願いいたします。
その他、事務局からありますか。
その他、委員の皆様からございますでしょうか。
以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。
会議を閉会いたします。皆様、ご協力ありがとうございました。

閉会 午後5時10分